

税理士制度改革推進議員連盟  
会長 森 喜 朗 殿

平成 17 年 1 月 26 日

  
全国青年税理士連盟  
会 長 中 西 毅  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12  
電話 03-3354-4162

## 裁判外紛争解決手続(ADR)制度に関する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国約3,000名の若手税理士により組織されている団体です。私たちは、真に国民のためのよりよい税理士制度の確立を目的に、税理士法のみならず、租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行っています。先般、「裁判外紛争解決手続制度の利用の促進に関する法律」(平成16年12月1日法律第151号)が成立いたしました。当連盟は、この裁判外紛争解決手続制度(いわゆるADR)について、検討した結果、以下に掲げる項目につきましては、次のように、改善すべきであるとの結論を得ました。

議員各位におかれましては、この要望の主旨をご理解戴き、ご尽力賜りますようお願い申し上げます。

### 1. ADR代理人について、

税理士に、ADR代理権を付すべきである。

理由

- ・ すべての民事紛争において「税金」の問題が関わってくる。税理士という「税」の専門家の知見を反映しなければ、紛争の実情に即した迅速な解決を図ることができない。したがって、税理士にADR代理権を付与し、ADRを真に国民一般に有意義なものとするため、税理士を積極的に活用するべきである。

### 2. 認証紛争解決事業者について

税理士会を、認証紛争解決事業者とするべきである。

理由

- ・ 「税」の問題に関する専門家集団が税理士会である。すべての民事紛争において、「税金」の問題が関わってくることから、民間紛争解決手続の担い手としては、税理士会が必要である。よって、税理士法、弁護士法等の改正が必要である。